

内共第22号第5種共同漁業権遊漁規則

佐久間ダム非出資漁業協同組合

佐久間ダム非出資漁業協同組合
内共第22号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、佐久間ダム非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第22号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、おいかわをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、第7条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア、魚種	イ、漁業の方法	ウ、規 模 等	エ、区域	オ、期 間
あ ゆ	友 釣	針4本（疑似おとり及びリール使用禁止） イカリ針4本1段以内又はチラシ針2本以内	全 区 域	6月1日以降の日で組合が定め公示した日より12月末日迄
	餌 釣	針2本以内		
	ゴ 口 引 き	針10本以内	水窪川を除く全区域	
あ ま ご	餌 釣	針2本以内（コマセ釣禁止）	全 区 域	3月1日より 9月30日まで
	フ ラ イ 釣	"		
	和 式 毛 針 釣	"		
	流 し 毛 針 釣	針5本以内		
おいかわ	餌 釣	針2本以内（コマセ釣禁止）	全 区 域	3月1日より 10月31日まで
	流 し 毛 針 釣	針5本以内		

(禁止区域等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域にそれぞれイ欄の漁具、漁法によってウ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア、区 域	イ、漁法、漁具	ウ、期 間
電源開発株式会社佐久間第二発電所放水口上流端から上流へ150m、下流端から下流へ250mに至る区域	総ての漁具、漁法	1月1日から12月31日
電源開発株式会社秋葉堰堤上流端から上流へ500mに至る区域	総ての漁具、漁法	1月1日から12月31日

(全長制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚 種	イ、全 長
あ ま ご	12cm以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

第6条 組合が釣大会を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2. 組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
3. 前項の公示は組合の掲示板に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具、漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣り、餌釣	2,000円	15,000円
	水窪川を除く 全区域	ゴロ引き		
あまご	全区域	餌釣、フライ釣、 和式毛針釣、流し毛針釣	500円	2,500円
おいかわ	全区域	餌釣、流し毛針釣		

2. 前項の規定にかかわらず、中学生以下の生徒児童の入漁料は無料とする。
3. 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は、その大会の開催内容に基づき理事会においてその都度定める。
4. 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。
ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 加藤おとり店（浜松市天竜区佐久間町半場 542-5）
 - (2) 豆こぼし販売所（浜松市天竜区佐久間町佐久間 412-1）
 - (3) 民宿 植山食堂（浜松市天竜区佐久間町大井 2265-10）
 - (4) 片桐商店（浜松市天竜区龍山町瀬尻 926-13）
 - (5) 佐久間ダム非出資漁業協同組合事務所（浜松市天竜区佐久間町佐久間 2666-2）

（遊漁承認証に関する事項）

- 第8条 組合は、第2条（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務に該当する条項）の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年令
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁料の額
 - (6) 禁漁区域
 - (7) 注意事項
 - (8) 発行者名
2. 遊漁承認証の交付は、前条第4項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。
 3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

佐久間ダム非出資漁業協同組合
下伊那漁業協同組合

佐久間ダム非出資漁業協同組合外1名 内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、佐久間ダム非出資漁業協同組合及び下伊那漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）が免許を受けた内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期 間
こ い	餌 釣	釣針2本以内	全区域	1月1日より
	刺 網	網の全長11m以下のもの2張以内		
	延 繩	幹繩の長さ100m以下のもの4張以内		12月31日

(禁止区域等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

2. 佐久間ダム堰堤上流端から上流へ1,000mに至る区域。
3. 新豊根発電所放水口上流端から上流へ1,000m、下流端から下流へ1,000mに至る区域。
4. 早木戸発電所放水口上流端から上流へ100m、下流端から下流100mに至る区域。
5. 水窪発電所放水口上流端から上流へ150m、下流端から下流へ150mに至る区域。
6. 平岡発電所放水路下流130mに至る区域。

(全長制限)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	20cm以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

第6条 組合が釣大会等を開催するための一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2. 組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
3. 前項の公示は、各組合の掲示場に掲示してするものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定により、組合の定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は300円を附加して得た額とする。

魚種	区分	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
こい	全区域	餌釣	300円	1,540円
		刺網		3,090円
		延縄		3,090円

2. 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

小学生以下	無料		
中学生	餌釣	1日	150円
身体障害者	餌釣	1年	750円
70歳以上	刺網・延縄	1年	1,500円

3. 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

佐久間ダム非出資漁業協同組合事務所 静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間 2666番地2
下伊那漁業協同組合事務所 長野県飯田市松尾明 7499番地

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務に該当する条項)の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

1. この規則は、令和6年1月1日から施行する。